

議案第 16 号 三田市副市長の定数を定める条例の一部を改正する 条例の制定について

【趣 旨】

本条例は、地方自治法第 161 条第 2 項の規定に基づき副市長の定数を定めた条例である。

本条例の規定により現行副市長の定数は 2 人であるが、今後の社会情勢の変化及び市が取り組むべき行政課題の状況に応じ、副市長の登用を弾力的に行うため、本条例の一部を改正する。

【根拠法令】

地方自治法

【内 容】

本則中「2 人」を「2 人以内」に改める。

【施行期日】

公布の日